

2019年度一般社団法人日本看護系学会協議会社員総会議事録

日時：令和元年6月23日（日） 13:00～15:50

場所：日本赤十字看護大学広尾キャンパス 301教室

I. 開会

II. 定足数の確認

定刻に会長片田範子は定款の規定により議長席につき、開会を宣し、次のとおり定足数に達する社員の出席があったので、定款の15条に基づき本総会は適法に成立した旨を告げ、直ちに議事に入った。

議決権のある社員総数 47 学会

総社員の議決権の数 47 学会

出席社員数 46 学会（委任状0学会）

未回答 1 学会

この議決権の総数 46 学会

定款第6条の2項に基づき看護教育研究学会が1月の理事会で入会が承認され、社員学会が47学会になったことが報告された。

出席理事 片田範子、岡谷恵子、小松浩子、山本あい子、鎌倉やよい、佐藤紀子、武村雪絵、西村ユミ、野嶋佐由美、本田彰子、守田美奈子、小西美和子

出席監事 高田早苗、宮腰由紀子（敬称略）

III. 会長挨拶

昨年の社員総会で協議会の活動・事業展開の在り方、会費の値上げを含めて提案させて頂いた。その際、赤字予算覚悟での事業展開の見直し、予算の再検討に関して丁寧に見ていく必要性について意見があり、補正予算を組み臨時総会で提案した。臨時総会での意見やアンケートで皆様からの意見を集約し理事会で検討を重ねてきた。アンケート結果については、すでに公表している。各理事の負担軽減と協議会の効率的な運営を前提としながら、されど変革が求められていること、各学会の力の向上があり、協議会としてどのように対応していくのかについて問われていた。制度の抜本的改革と値上げに関しては、今年度の理事会で収束することは難しい状況にある。次年度に引継ぎをさせて頂きたいと考えている。

今回の総会に関して、新しい理事会の発足とるため定款に基づき、予算について質問は受けたが報告事項とさせて頂き、審議事項として決算と新役員の承認が審議事項となっている旨、説明された。

IV. 報告事項

1. 2018 年度の活動報告

1) 庶務報告（小西理事）

2018 年度社員数は 47 学会になったことが総会資料（p.1）に基づき報告された。

2) 選挙管理委員会報告

浅野委員長より、総会資料（p.1）に基づき、被選挙人の推薦を 2018 年 11 月 30 日とし、役員選挙期日を 2019 年 2 月 21 日締め切りとして実施した。定款 10 条の 3 に基づき、2019 年度第 1 回理事会で役員名簿を提出したとの報告があった。

3) 平成 30 年度理事会報告

片田会長より総会資料（pp.1-3）に基づき報告された。

理事会が 8 回行われたことが報告された。

2. 各事業報告

1) ニュースレター（西村理事）

西村理事より総会資料（p.3）を基に報告があった。

2) ホームページ管理（守田理事）

守田理事より総会資料（p.3）を基に報告があった。

3) 日本学術会議等との相互協力（小松理事）

小松理事より総会資料（pp.3-4）を基に報告があった。

マスタートップランに関する説明・意見交換の講演者について修正があった。

誤：小松浩子理事（日本看護系学会協議会理事・日本学術会議連携会員）

正：小松浩子理事（日本看護系学会協議会理事・日本学術会議会員）

4) 医療安全推進における他機関との協力

佐藤理事より総会資料（p.4）を基に報告があった。

講演会のテーマについて修正があった。

誤「日本看護系学会協議会の日本医療安全調査への貢献と今後の課題」

正「日本看護系学会協議会の日本医療安全調査機構への貢献と今後の課題」

5) 公的研究費拡大推進（鎌倉・野嶋理事）

鎌倉理事より総会資料（p.5）を基に報告があった。

科研費審査システム改革 2018 の影響に関する調査報告のまとめについて総会資料（p29）に基づき報告された。

6) A P N 実践推進プロジェクト（本田・岡谷理事）

本田理事より総会資料（pp.5-6）を基に報告があった。ニーズ調査と共に看護ケアガイドラインについても調査をした。その結果ケアガイドラインを他学会とどのように実施してい

くか、JANAに期待しているという意見も沢山あったため、講演会を実施したとの報告があった。

7) 災害における看護の学会連携（山本理事）

山本理事より総会資料（pp.6-7）を基に報告があった。日本学術会議主催学術フォーラム第7回防災学術連携シンポジウム「平成30年度夏に複合的に連続発生した自然災害と学会調査報告」において3学会からの発表があった。その中で公演のタイトルと講演者について修正があった。

誤「市町村職員の避難所における要配慮者への対応への備え」

正「災害支援保健活動を円滑に行うための体制とシステム」

誤「内木恵美」

正「大木幸子」

平成30年度西日本豪雨災害調査者及びケア提供の派遣要請が出された。社員学会へメールで配信し多数の応募があった。

【国や社会に向けた提言等】

片田会長より、今期は緊急的に提言する内容はなかったとの報告があった。

【その他本法人の目的達成に必要な事業】

1) 将来構想に関する検討

(1) 事業展開を支える組織体制案の検討

片田会長より総会資料（p.7）を基に報告があった。2017年度～2018年度にかけ理事会において本協議会の活動について検討を重ねた。委員会組織を持たない実情はあるが、本協議会の活動に関して各理事が人的資源となりそれぞれの努力で対応している。協議会としての使命は定款にあるように、学会の持つ学術的パワーをもって看護界が人々の生活を支えることが出来ることを発信することが大切と考えている。しかし、協議会の活動が見えにくいくことや、社員学会の規模が大小の学会のニーズ、及び各学会の知恵をどのように活用するかまで言及できなかったことが現状としてある。小規模な協議会が、将来構想としてどのように各学会の知恵を有機的に人々に伝えていくことが検討課題となっている。

(2) 社員学会へのニーズ調査の実施

岡谷副会長から総会資料（pp.22-24）の調査結果の概要を基に報告があった。

社員学会から多くの意見があり、あまり割愛せずそのままの表現を用いて掲載しているので参照して頂きたい。結論的には、JANAの活動を拡大していくというより、社員学会の活動を支援することを希望する意見が多かった。具体的には、看護学の体系づけや発展、社員学会の共通する課題について各社員間の連携を図る活動や情報共有できる場を設定するなど意見があった。

＜平成 30 年度の事業報告に関する質疑応答＞

特に質問なし。

V. 審議事項

議案 1 平成 30 年度決算報告 議案 2. 会計監査報告について

武村理事より、総会資料（平成 30 年度決算報告書 pp.12-19）を基に報告があった。これについて、宮腰監事より監査報告書に相違がないことが報告された。前回の総会で会計監査は公認会計士から内部監査にすることを承認して頂いた。そのことにより、会計上黒字に反映されたものになっている。

【議案 1・2 に関する質疑応答】

日本災害看護学会

質問：監査の報告の中で、基本的に管理費の委託費の中に公認会計士・税理士の委託がある。内部監査なので、会計士から理事長あての監査報告書がない。予算が少額なために内部監査になっていると理解しているのか。その際領収書との照合や詳細にわたる定義上の問題は公認会計士などが確認しているのか、それについても監事の方々がされたのか。

回答：十数万の公認会計士の委託費ではあるが、節約するために監事が内部監査を行った。郵便貯金や領収書など詳細に監査を行った。そのための交通費も発生するが、全て理事会の後に上半期・下半期共に行った。

回答：税理士については依頼を継続している。今回も税理士が独立して伝票毎に勘定科目を確認しながら入力し、会計担当理事が作成している帳簿と照合する作業を行っている。公認会計士に関しては、平成 29 年度決算までは外部監査を受けたため、平成 30 年度 6 月時点で委託料が発生している。今回の外部監査について経費節減したことは次年度の決算に反映される。

決算報告・監査報告に関して過半数の同意をもって承認された。

3. 2019 年度事業案について

1) ニュースレターの発行

西村理事より総会資料（p.8）を基に報告があった。

2) ホームページ管理

守田理事より総会資料（p.8）を基に報告があった。

3) 日本学術会議・学術会との協力

小松理事より総会資料（p.8）を基に報告があった。今期は、マスター・プランが進んでおり、取り上げられるかにもよるが、JANA として看護学の学問分野として大型研究費の領域を発展できるチャンスになるので、社員学会にも連絡できればいいと考えている。

片田会長より「Nursing Now」について、日本では看護協会が主体となり各学会・協議会等

へ呼びかけ、世界的に看護の働きが社会に貢献していることを発信していく動きが始まっている。前回のWHOの会議で決定し、厚生労働省を通じて看護協会を中心に活動要請があり、看護協会からJANAにも要請があったので、理事会で審議して承認された。JANAとしては、エビデンスに関して各学会で参加しているところや、また協力を願うこともあるかと思う。

日本看護学評価機構が昨年の11月に発足した。独立した形で看護学が社会にどんな位置づけで認められていくかにおいてとても重要である。4月にJANAとして、評議委員を選出して頂きたいという要望があり、理事が出席したことが報告された。

4) 高度実践看護師の資格制度構築に向けた活動の推進

岡谷理事より、総会資料(p.8)を基に報告があった。前年度までは、APN実践推進プロジェクトという事業名で活動していた。アンケートの結果、活動内容が分かりにくいという意見があり、高度実践看護師の資格制度構築に向けた活動の推進と看護ケアガイドラインの開発・普及活動の推進に分け2019年度の事業案を作成した。NPに関しては、日本看護協会・JANPUをはじめ様々なところで制度の構築に向けた検討が行われている。高度実践看護師の役割やそれに伴うコンピテンシー、裁量の範囲は各専門学会ともかかわりが深いので、JANAとして意見を提示していくことが重要と考えている。

5) 医療安全推進における他機関との協力

佐藤理事より総会資料(p.9)を基に報告があった。

6) 公的研究費拡大推進

鎌倉理事より総会資料(p.9)を基に報告があった。

7) 看護系学会誌編集における倫理推進

鎌倉理事より総会資料(p.9)を基に報告があった。新たな企画であり、総会での意見やアンケートでの意見を踏まえ、学会連携を通すということ、論文投稿の不正の問題について困っているので何か支援できないかという意見もあったことに対しての計画である。

8) 看護ケアガイドラインの開発・普及活動の推進

本田理事より総会資料(p.10)を基に報告があった。

9) 災害における看護の学会連携

山本理事より総会資料(p.10)を基に報告があった。

片田会長より、災害における学会連携に関して、理事会としては各学会で災害に携わっている方々に委員会出席などのご負担をいただきながら連携し進めた事業である。

即時的な対応が難しい場合もあると実感はしつつも、学会がこれくらい災害に関してそれぞれの学会が知識領域・対象領域を抱えながら、災害のことに取り組んでいることが分かつてきただので、この事業は有効なやり方であったと思う。色々な形で負担をかけながらもお互い協力関係の中で実行できるかに関しては今後の成熟の状況にかかるくると思うと説明があった。

【その他本法人の目的達成に必要な事業】

片田会長より、今年度は外に向けた意見を出していく活動はなかった。しかし、大型研究費の獲得や APN（アドバンスナースプラクティショナー）に関して、しっかりした声として意見を出していかなければならないと考えていることが、説明がされた。

10) 将来構想について

片田会長より、総会資料（p.10）を基に報告があった。

(1) JANAの組織体制強化：JANAのやっていること、個人理事が対応することで事業展開している体制はそろそろ対応する時期にきていると思っている。理事会の活動と委員会活動の在り方に関して、協議会なのでお互いの理解が大切であることを実感している。

(2) 国や社会に向けた提言の強化：国や社会に向けた提言の強化を続けていくことにより、他の学問領域に看護が実学として存在し何かがあれば支援する体制を取りながらも学問として成り立っていることを発信する必要がある。

4. 2019年度予算案について

武村理事より総会資料（p.11）を基に報告があった。計上費用については、社員学会の皆様の意見を勘案し、極力収益内に費用をとどめるという方針の下、社員学会のアンケートの結果や監事の方々の意見を踏まえて推進すべき事業や体制のあり方を理事会で検討した。その結果、従来理事会で事業を推進していたところを各事業に予算を配分し、各事業単位で活動できる形に変えることで充実した事業推進が図れると考え、事業費を増やす方針を取っている旨、説明があった。

【2019年度予算案に関する質疑応答】

看護倫理学会

意見：①事業計画案は、この協議会が法人として設立し社会に対する説明責任があるので、事業の継続性については必要だと思う。アンケートを実施し、いろいろな問題も把握されていますので、その結果も踏まえ強弱をつけて事業案を計画されたことは理解している。ここで報告され皆さんのが了解を得たとすると、次の役員の方々はこれがベースになり、何をするかを検討することになる。基本的には拡大する方向に進むとなると、ますます今の先生方の苦労が次の役員の方々にも引き継がれ、活動が拡大する。示された事業計画案は、新体制においてもう一度それを見直していただきたい。その根拠は定款の第4条、法人の事業の目的が書いてある。定款24条に理事会の責任が記載されている。24条は業務執行の決定であり、これらの事業を実行することは定款に則った正しいことなるが、何をやるかの基準がないため、やればやるほど広がっていくことを懸念する。

②予算案の表の作り方ではわかりにくいのではないか。前年度の予算は業務の拡大を含めて、赤字の大きな予算案を作り、それが昨年の大きな混乱を導いて暫定予算をし、臨時総会を開いて確認を取りながらするという苦労を招いた。元々大きい予算が基準になっている

ので、実績を示して頂ければ、実績と今回の予算案の比較がより良くわかる。作られた予算と今回の予算を比べているので緊縮という形に見えるが、実は本来の姿だったに過ぎない。そして管理費と事業費が大きくウエイトを変えて予算案を示しており、実績と比較して示して頂けるとより良く分かりやすかったと思う。

日本災害看護学会

意見：①定款によると、今日の表記が決議事項を承認事項と位置付けている。法人化することによって起こる不自由さは何かというと、法令による決議事項、つまり定款に定められている決議事項だけが審議事項のように扱われていることに関して、法令の意図ではない。法令の意図は、決議事項だけは、きちんと決議する、後は審議事項となる。事業計画・事業予算に関しては、基本的に審議して皆さんのご意見を頂いて、この方向で行くことの同意が得られていることが重要である。社団法人は理事会が内容を決めて進めていくことができる。しかし、公益性の高い非営利団体である複合組織は、社員総会の同意がある程度得られないと、事業予算・事業計画が報告だけでは如何と思う。色々な段階で様々な工夫をしていると思うが、J A N S の場合は社員総会だけでなく、学会総会に出すなどの工夫をしている。ここがあえて報告事項にして、審議事項にしていないことに関して、今後次期の役員会で法律と照らし合わせ、審議事項ではなく決議事項の他に、審議事項があってもいい。私たちは何を決めようと法人の自由性があるのでもっと上手にやっていただきたいと思う。事業計画に関してどこの学会でもそうだが、前回選ばれた役員が提案し、社員総会が承認しているから、次の理事会がそれにより縛られる。前理事会に縛られるわけではない。社員総会によって方向性が示される。社員総会で審議された意見が、次の理事会を導くことになる。次の理事会は新しい考え方を基にして、詳細な計画ではないので、予算との兼ね合いの中でやり繰りしていく工夫はどこの理事会でもやっている。予算がない中それほど事業が拡大するわけないので、それほど心配はしていない。

②今回の予算案の出し方については非常にいいと思う。J A N A の伝統的特徴で、全て役員会でやっているので、事業に予算をつけて実質化を図るということは見えやすくなっている。新しい役員の方々には、これに基づいた新しい工夫を加えて頂けたらと思う。承認事項と決議事項を明確に分けることを次の役員会がやることだと思う。今回の事業案・予算案の立て方については賛同する。

回答：色々な形でご意見を頂ければと考えている。ご意見を頂いた、承認の取り扱いと決議という取り扱いを確認しながら、次期の役員で決めて頂けると思う。

日本公衆衛生看護学会

意見：学会支援に関する計画を立てているが、本会ではC O I の指針を作成している。他の学会でもC O I 委員会に入っているが、日本医学会ではJ A N A のような形で医学会系の学会で構成されたC O I 指針を作成し、それに基づいて各学会がC O I の指針とガイドラインを定期的に見直している。医学系なので看護にそぐわない部分も出てきている。J A N

Aが学会の横断的な協議会であるならば、C O I の指針を示して頂くあるいは検討をして頂きたい。雑誌に関してはされていくようだが、C O I 自身は学会活動全般なので作っていただけたとありがたい。

回答：大きな役割の中で、横との共通理解できる形にしていくことについてご意見をいただけたので、今後の活動として検討したい。

日本ルーラルナーシング学会

質問：総会資料の p 8 の高度実践看護師の資格制度構築に向けた活動の推進について、高度実践看護師の資格制度構築の方向性についてもう少し補足説明して頂きたい。

回答：今高度実践看護師と言っているのは A P N で、日本看護系大学協議会では C N S と N P を高度実践看護師と呼ぶようになっている。C N S はすでに日本看護協会が資格制度を作つて個人の資格認定をしている。N P は、N P 教育大学院協議会が診療看護師としての資格認定をしている。J A N P U でも今年度から始めることになっており、それぞれで制度がバラバラにはなっていることもある。看護界の中でどんな制度にしていくのかを検討を始めている。高度実践看護師が今後どのような役割を果たしていくのか、その役割を果たしていくためにはどんな能力を必要としているか、また役割遂行のためにどんな裁量や権限が必要か。それは現行制度の中でできることなのか、それとも制度を超えて新たな制度を作つていくのかなど、検討課題が山積している。一つずつ社員学会の意見を交えながらまた、関連する組織、団体との協議を重ねながら J A N A としてどう考えるかを提言することが必要と考え活動していきたい。

質問：資格になる方向性でしょうか。

回答：それも含めてどうあればいいかを検討する必要があると考えている。

日本看護科学学会

質問：事業計画の 7 番目と予算に関して提案させていただきたい。7 番目の事業計画で看護系学会誌編集における倫理推進、先ほど提案がありました C O I を検討する場合には、おそらく理事一人が担当するというより、各学会から担当する委員会の委員長などを募つて意見交換をする必要がある。そうすると予算書にある交通費や倫理推進の 30 万円が使われることになるが、緊縮財政のこともあり検討されてはいるが、協議会という性質からすると、各学会が協力していくという立場であれば各学会の中で予算化をして交通費、日当や宿泊費を工面することを、協議会の方から投げかけていただき、各学会でそれを検討し協力するといったやり取りがあつてもいいのかと思っている。

回答：災害における看護の学会連携もそのような形で対応している。そのような形ができるのか、予算を含めた形で社員学会には相談したいと考えている。

議案 3 新役員の承認

片田会長より、総会資料（p.20）を基に報告があった。

議案3は過半数の同意を得られ承認された。

質問：数間監事候補者から、役員候補者を一括ではなく、一人一人で審議する必要があるのではないか、異議の申し立てがあった。

回答：定款で決定されている。一般社団法人の場合、一括掲載で、新役員が承認されたことになる。

議案4 指名理事承認

片田会長より総会資料（p.20）を基に報告があった。

議案4は過半数の同意を得られ承認された。

質問：役員選出規定の12条には会長と記載があるがこの会長は新会長ではないのか

回答：新役員の承認をしたので、新会長からお聞きしたということになる。

以上をもって社員総会を閉会した。

令和元年 8月 22日

一般社団法人日本看護系学会協議会

議長

片田範子

監事

高田早苗

監事

宮腰由紀子